

平成30年7月12日

担当課：防災危機管理局防災企画課

担当：長谷、右田

直通：092-643-3112

内線：2483、2484

7月5日からの大雨に関する対応について

- 平成30年7月5日からの大雨に関して、県では、7月6日9時00分に災害対策本部を設置し、関係機関と一体となって、人命救助や河川、道路等の被災箇所への応急復旧に全力を挙げて取り組んできました。
- 6日朝に北九州市門司区で土砂崩れが発生し、人命救助及び水防活動の必要があったため、同日9時56分、自衛隊に災害派遣を要請しました。
また、同日の県災害対策本部設置後、県のホームページを緊急版に切り替え、県民向けに迅速かつ一元的に災害関連情報を提供しております。
- 7月11日15時現在の被害状況は、人的被害が14件（死者3名、重傷4名、軽傷7名）、家屋被害が2,861件、道路被害が528件、河川被害が120件、土砂災害が652件、農地・農業用施設被害が20件、林地・林道被害が66件、商工被害が211件となっております。現在、全力をあげて、各分野の被害の実態把握に努めているところです。
犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。
- 県としては、今後、一日も早く被災地の皆様が元の生活と仕事に戻られるよう、国、市町村、関係機関と連携して、被災された皆様の住宅支援、商工業者、農林水産業者の皆様に対する支援などそれぞれのニーズに応じた的確な支援をスピード感をもって行ってまいります。
全庁組織横断的にこれを実施するために、今年5月に県の地域防災計画に盛り込んだ被災者支援チームの1回目の会議を本日15時30分に開催します。
- 併せて、県民や事業者の皆様の生活や経済活動を支える道路、河川等の公共土木施設等の障害復旧にも全力で取り組んでまいります。

○ 今回の豪雨災害で家屋に多数の被害が生じた飯塚市においては、本日、災害救助法及び被災者生活再建支援法を適用することとしました。

この他の支援につきましても、国に対して必要な支援を要請してまいります。

○ ボランティアについては、久留米市、飯塚市及び嘉麻市において、災害ボランティアセンターが開設されています。また、昨日から県庁1階ロビーや県内13か所の保健福祉（環境）事務所に義援金箱を設置しております。県民及び企業の皆様の温かい御支援、御協力をよろしくお願い致します。

○ 今回の大雨では、西日本を中心に甚大な被害が発生しています。

本県としては、これまで、県外の被災地に対して、緊急消防援助隊や警察広域緊急援助隊による救助活動、災害派遣医療チーム（DMAT）や日本赤十字社福岡県支部によるリエゾン等の派遣を行っております。今後も、できる限りの支援を行ってまいります。